

●第156回奈良市国民健康保険運営協議会の質問に対する回答

番号	質問事項	ご意見・ご質問内容	回答
1	前期高齢者交付金について	前期高齢者交付金の奈良市への金額を教えてください。	令和元年度決算額：10,332,142,633円（県全体42,053,793,628円） 令和2年度決算見込額：11,055,957千円（県全体43,987,942千円） 令和3年度予算額：11,384,720千円（県全体45,412,358千円） 奈良市の被保険者数が県全体の被保険者数の25%を占めておりますので、上記のような金額が当たっていることとなります。
2	2. 保険給付費について	前期高齢者の医療費及び前期高齢者以外の医療費について教えてください。	別添1をご覧ください。
3	4. 保健事業費について	前期高齢者に対する健康づくり事業について教えてください。	別添2をご覧ください。
4		令和2年度の受診率の見込はいくらか。	30%
5	特定健康診査について	令和3年度に予定している特定健診受診率の向上策を教えてください。	令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、受診勧奨を控えていました。令和3年度については、国保連合会との共同ではがきや電話による受診勧奨など令和元年度以前の取り組みを行います。 また、令和2年度に奈良県国保連合会の保健事業支援・評価委員会で指摘を受けた、医療機関へのアクセスが悪い地域への受診機会の提供を積極的に図ろうと考えています。具体的にはデータヘルス計画策定時の分析結果を活用し、受診率の低い地域に、特別に設けた受診機会の提供や、地域の診療所などと連携し、身近な実施機関としてお知らせします。 さらに、AIを活用して、未受診者の受診行動を分析し、より効果的な文面で受診勧奨はがきを送付することにより、受診に結び付ける事業を新たに実施する予定です。

6	マイナンバーカードの健康保険証利用について	<p>「被保険者の利便性向上や市町村の国保事務の効率化を図る観点から、マイナンバーカードを健康保険証とずっと使えるようシステムを構築中であり、令和3年3月からの利用開始に向け、国保中央会・市町村等において、システム整備・回収を実施」と記載されているが、現状はどのようになっているか。具体的な導入時や被保険者の対応等を教えてほしい。</p>	<p>医療機関・薬局の窓口で即時に医療保険の資格を確認できるようになる「オンライン資格」のシステムが導入されます。このシステムの導入により、マイナンバーカードが保険証として利用できるようになります。</p> <p>導入時期ですが、厚生労働省から、「3月下旬」から「本格稼働」することが示されています。現在は「プレ運用期間」として支払基金・国保中央会、医療機関・薬局などとシステムの連携を確認しているところです。</p> <p>マイナンバーカードを保険証として利用するためには、あらかじめ保険加入者が、スマートフォンまたはパソコンから、政府が運営するオンラインサービスである「マイナーポータル」で保険証利用の申込みをすることが必要です。マイナンバーカードを保険証として利用できる医療機関・薬局の一覧は、厚生労働省・社会保険診療報酬支払基金のホームページに掲載される予定です。（令和3年3月8日時点ではホームページ掲載は確認できませんでした。）</p>
---	-----------------------	---	--